

# **学校いじめ防止基本方針**

**令和 5 年**

**会津若松ザベリオ学園中学高等学校**

# 1.はじめに

会津若松ザベリオ学園中学高等学校（以下「本校」）は、「一人ひとりの子どもたちが、かけがえのない存在として神様に愛されていることを、教育を通して世界中の子どもたちに知らせたい」という無原罪聖母宣教女会の創立者デリア・テトロの思いから設立されたミッションスクールである。感謝の心で人々と協働し、世界の平和に貢献できる人材を育成するというミッションを果たすために、「清く・明るく・強く」の校訓のもと、他者の心を感じ取り、相手の立場に立つことができる広い心を養うことを一つの教育目標として掲げている。この目標を達成するためには、全ての教職員が、生徒が神様に愛されたかけがえのない存在として認めるとともに、いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、学校教育全体を通じて、生徒一人ひとりに、「いじめを決して行わない」、「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践することができる資質を養う必要がある。

そのため本校では、いじめ防止対策推進法（以下「法」）、いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」）にのっとり、教員自らが、いじめを決して許さないという強い決意のもと、日常の指導体制を定めいじめの未然防止や早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決をするために「学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 2.いじめの定義

いじめとは、本校に在籍する当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう（法第2条）。

<具体的ないじめの態様>

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、法第 22 条で定められる本校のいじめ対策組織（後述：いじめ防止対策委員会）を中心に、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、事案や特性に応じて警察等の専門家を加えた調査を行う。

### 3.基本理念

法第 3 条、また国の方針で定められている通り、いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにしなくてはならない。そのため本校では、「学校いじめ防止基本方針」に基づき全教職員でいじめの防止と早期発見のための取り組みを行い、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指すこととする。

### 4.学校におけるいじめ防止等の取り組み

基本理念にのっとり、本校のいじめ防止の基本姿勢・基本方針として以下に主な 4 点を掲げる。

- (1) いじめの未然防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめへの対処
- (4) 保護者との連携

#### (1) いじめの未然防止

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われているため、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

そのため、本校では、いじめはどの子にも起こりうる可能性があり、被害者にも加害者にもなり得る場合があるという認識を全教職員が持つとともに、本校が掲げる「一人ひとりの存在価値を認め合う」の教育精神のもとに、いじめは決して許されない行為であることの理解を促し、見過ごさない指導を組織的に行う。さらには学校が定める「学校いじめ防止基本方針」の周知徹底を図り、学年・学部ごとの教育活動や指導体制の共通理解に努

める。また、日々の授業や学校行事、部活動等の中で、生徒が楽しく、主体的に参加・活動することができる場を提供し、集団の一員としての自覚や自信の育成を図り、その中で規範意識や対人交流能力の素地を養い、自分自身も含め、生徒一人ひとりがかけがえのない存在であることを認識することができるようにする。加えて、こころの集いやお祈りといった宗教行事・宗教活動を通して、カトリックの価値観に基づく人間教育や心の教育にも力を入れる。

#### <携帯電話・インターネットを通じて行われるいじめの未然防止について>

携帯電話・インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高い等の性質を有するため、生徒が行動に移しやすい一方で一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像・動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があること等、深刻な影響を及ぼすものである。

学校は、当該学校に在籍する生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を行う必要がある（法 19 条）。そのため、警察等の諸機関と連携をしながら、安全教室や講話、また LHR や学校集会を通して、インターネットや携帯電話を通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努める。

## (2) いじめの早期発見

いじめへの迅速な対処には早期発見が不可欠であることから、全教職員が連携し、生徒の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。本校では以下の取り組みを、年間を通して継続的に実施することで情報共有を図るとともに、いじめの早期発見のために生徒がいじめや心身の悩み等を訴えやすい環境を整備する。また、いじめ防止対策委員会とアクティブセクションを中心に、いじめが発生しない学校づくりのための検討を随時行う。

### 1) いじめ調査アンケート、心身の現状についてのアンケートの実施

生徒を対象に、年に 3 回、いじめ調査のアンケートを実施する。また、長期休暇明けである学期の始めに生徒の心身の現状についてのアンケートを行い、生徒がいじめや心身の悩み等を訴えやすい体制づくりに努める。

### 2) 担任による細かな個別面談の実施

学期毎に複数回、生徒と個別面談を実施し、学校生活での様子や生徒が抱える心身の悩み等の状況を確認する。

### 3) 学年会・中学部会での情報共有

週に 1 回実施をする学年会・中学部会で生徒の様子や変化等の情報共有を図る。その中

でいじめに関する事案（疑われる場合も含む）に関しては、アクティブ主任と管理職に概況を報告し、その後、いじめ防止対策委員会を中心に調査や事実確認等を行う。

#### 4) スクールカウンセラーの活用

中学1年生を対象に、全員がスクールカウンセラーと面談をする機会を設ける。また、全生徒にスクールカウンセラーの来校日の周知徹底を図り、心身の悩み等について気軽に相談することができる体制を整備する。

#### 5) 電話相談の窓口の周知徹底

月に1回発行するアクティブだよりや保健だより、さらには年度ごとに配布する生徒手帳を通して電話相談の窓口の周知徹底を図り、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に努める。

#### 6) 遅刻・早退・欠席状況の共有

月に1回の職員会議でクラスごとの遅刻・早退・欠席の統計を提示する。その中で欠席等が目立つクラスや生徒については、保護者と連携の上、心身の状況等を確認する。

#### 7) 月初めの登校指導

月初めに登校指導を行い、生徒の表情や様子、友人関係等を観察する。

### (3) いじめへの対処

#### 1) 校内における組織

いじめの防止等を実効的に行うために、次の機能を担ういじめの防止等の対策のための組織（以下いじめ防止対策委員会）を設置する。

<構成員>

校長、教頭、アクティブキャップ、マネジメントキャップ、学年・学部主任、養護教諭、(該当担任)

#### 2) 活動

- ① 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施や見直しを行い、いじめが発生しない学校づくりのための検討を行う。
- ② いじめ調査アンケートの計画・実施をするとともに、その結果に対しての分析・評価等を行う。
- ③ 事案発生時（いじめが疑われる場合も含む）の調査や記録、情報収集等を行うとともに、被害者と加害者への適切な指導、及び心のケアを行う。
- ④ 年間活動の計画と実施、検証(次年度への課題検討)を行う。

#### 3) その他の活動

- ① 月に1回実施をする職員会議または臨時の職員会議にて、必要に応じていじめの事案に関する情報や配慮を必要とする生徒の情報、さらには地区の生徒指導協議会における伝達事項を全教職員で共有し、共通理解を図る。

- ② アクティブセクションにおいてもいじめ防止対策委員会と同様、必要に応じて「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施や見直しを行い、いじめが発生しない学校づくりのための検討を行う。

#### 4) 重大事態の認定

次に掲げる事態を重大事態とする（法 28 条）。なお、重大事態に該当する場合はいじめ防止対策委員会を中心に検討・判断を行う。

- ① いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### 5) 重大事態発生時の対処

- ① 重大事態が発生した旨を、福島県私学・法人課及び関係諸機関に報告する。
- ② 重大事態が発生した場合は、いじめ防止対策委員会を中心とし、重大事態の特性に応じた専門家（弁護士、スクールカウンセラー等）を加えた調査を行う。なお、調査組織については、学校の設置者の判断をもとに、適切に対応をする。
- ③ 調査結果については、被害生徒・保護者に対し、事実関係及びその他の必要な情報を提供する。並びに福島県私学・法人課にも調査結果を報告する。
- ④ 学校の設置者は調査結果を踏まえ、対処または再発防止に努め、指導と観察を継続して行う。

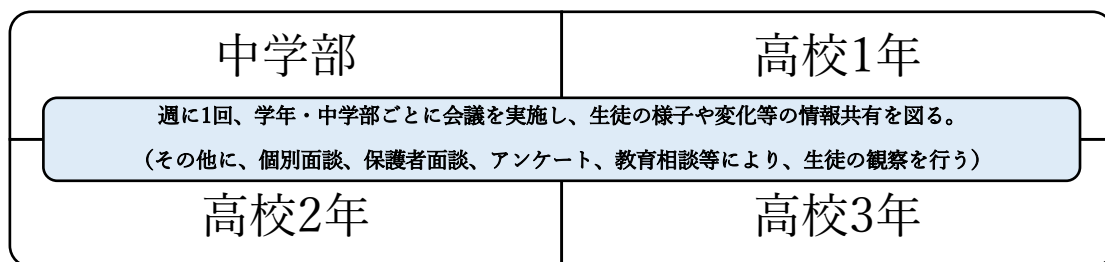
### **(4) 保護者との連携**

法第16条に基づき、学校に在籍する生徒及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。その際、家庭、地域社会等との連携のもと、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮する。

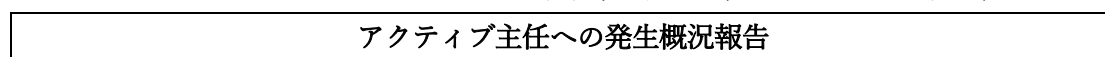
<基本的事項>

- ① 学校が定める「学校いじめ防止基本方針」を、ホームページ等で周知を図る。
- ② 学校が定める「学校いじめ防止基本方針」に基づき、その取り組みが適切に機能しているかをいじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。
- ③ 年に1回以上保護者面談（2者面談または3者面談）を実施し、生徒の学校での様子や取り組み、また家庭での様子等の情報共有を図る。
- ④ いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するために、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。

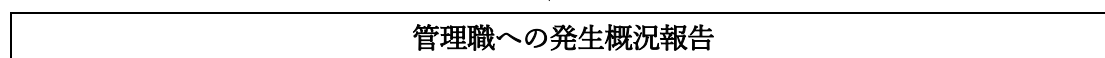
5) 組織



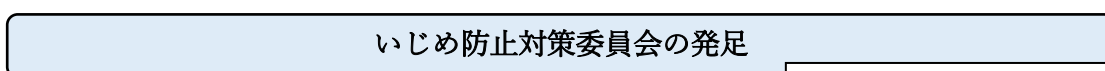
↓ 事案の発生 (疑われる場合も含む)



↓



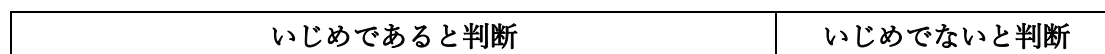
↓ 管理職による会議の招集・指揮



- 被害生徒の安全の確保
- 調査方針・役割分担の決定
- 調査・聞き取りの実施 (調査資料の整備)
- 情報集約・事実関係の確認 (いじめ認知の有無)

校長、教頭、アクティブキャップ、マネジメントキャップ、学年・学部主任、養護教諭、(該当担任)

↓



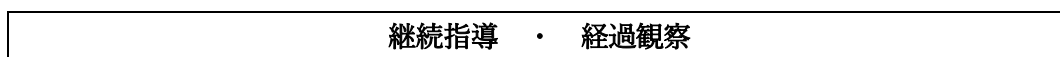
↓

- 被害生徒及び保護者への連絡・調査方針の説明等
- 加害生徒及び保護者への連絡・調査方針の説明等
- 重大事案に該当するか否かの判断
- 指導方針の決定・指導 (継続的に情報集約・事実確認も行う)

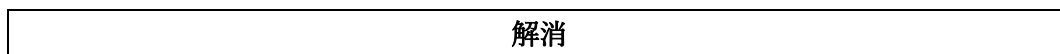
↓

**継続観察 (見守り)**

↓



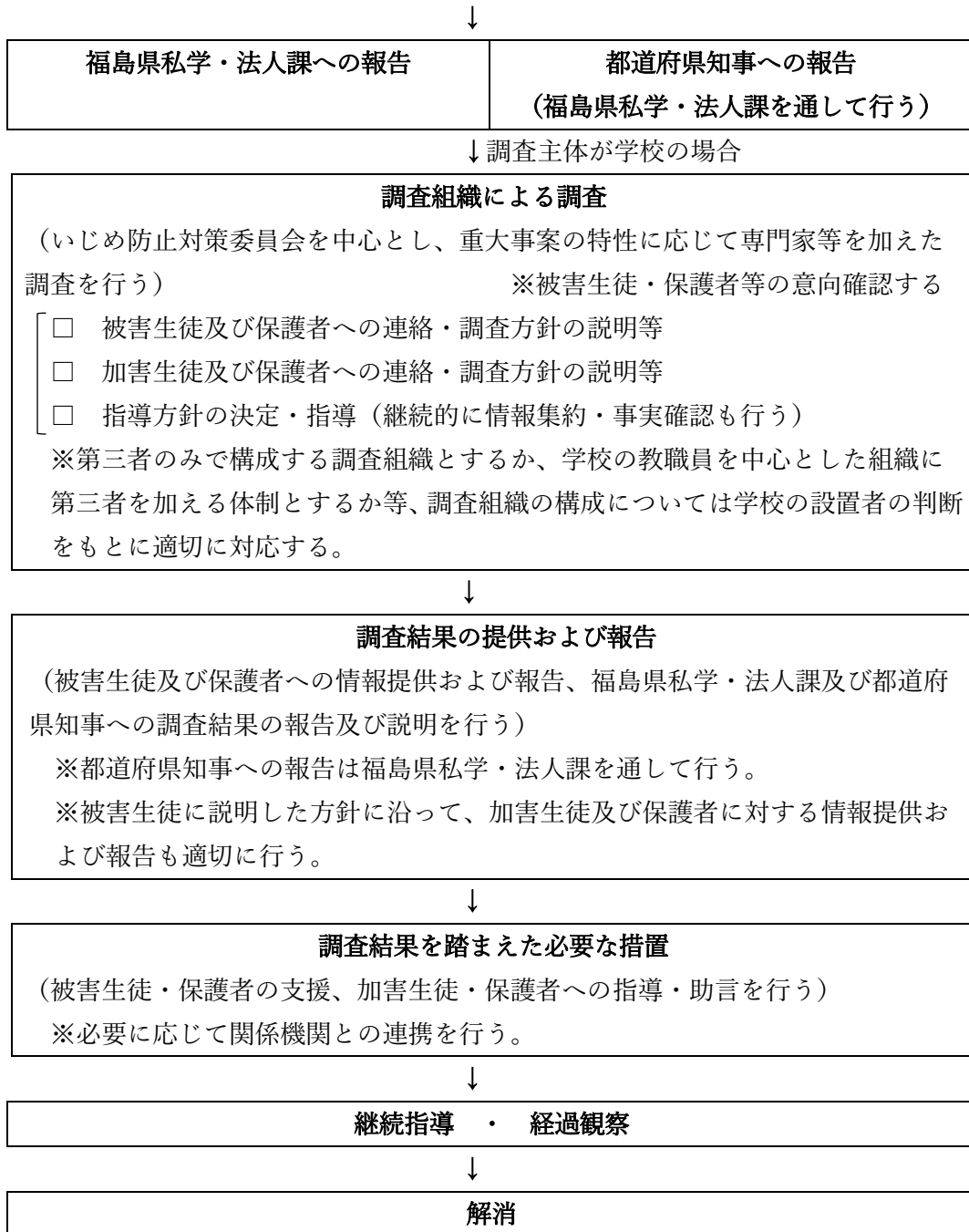
↓



いじめが解消している要件として、

- ① いじめに係る行為が止んでいること (被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が少なくとも3か月以上止んでいること)。
  - ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- を基準とする (国の方針より)。しかしながら、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、他の事情も勘案して判断するとともに、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察することとする。

## 【発生した事案を重大事態と認定した場合】



※重大事態に至るよりも相当前の段階から福島県私学・法人課への報告相談を行い、情報の共有と準備作業を行うこととする。

※調査の実施にあたっては、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、その態様、背景事情、人間関係及びその問題点、学校教職員の対応等の事実関係を網羅的に明確にし、客観的な事実関係を速やかに調査する。



## 5.年間計画

月	未然防止の取り組み		早期発見の取り組み
	学校行事等	実施計画	実施計画
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新入生歓迎会（中）</li> <li>・新入生合宿</li> <li>・委員会・部活動発会式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートフォン安全教室</li> <li>・アクティブ主任講話</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月初め登校指導</li> <li>・SC面接（中1）</li> <li>・生徒手帳・生徒心得周知徹底</li> </ul>
5月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者会</li> <li>・生徒指導協議会（高）</li> <li>・生徒指導協議会（中）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新年度アンケート</li> <li>・長期休業明けアンケート（2・3年）</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育祭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導協議会（中）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月初め登校指導</li> </ul>
7月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクティブ主任講話</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月初め登校指導</li> <li>・いじめ調査アンケート</li> </ul>
8月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導協議会（中）</li> <li>・夏休み保護者面談</li> <li>・アクティブ主任講話</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月初め登校指導</li> <li>・長期休業明けアンケート</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修旅行</li> <li>・文化祭</li> <li>・学園バザー</li> <li>・スポーツ大会（高）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導協議会（高）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月初め登校指導</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツフェスティバル（中）</li> <li>・芸術鑑賞会</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・月初め登校指導</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心のつどい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導協議会（中）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月初め登校指導</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・創立記念行事</li> <li>・クリスマス祭儀</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冬休み保護者面談</li> <li>・アクティブ主任講話</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月初め登校指導</li> <li>・いじめ調査アンケート</li> </ul>
1月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導協議会（高）</li> <li>・アクティブ主任講話</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月初め登校指導</li> <li>・長期休業明けアンケート</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3年生を送る会（中）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導協議会（中）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月初め登校指導</li> </ul>
3月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新入生オリエンテーション（警察等による講話）</li> <li>・アクティブ主任講話</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月初め登校指導</li> <li>・いじめ調査アンケート</li> </ul>

※記載の予定に加え、担任と生徒の個別面談を年間通して複数回実施をする。